

不妊治療費助成事業のご案内

☎ 健康推進課保健子ども係 (8番窓口) ☎65-3008

子どもを産み育てたいと切望するも不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、治療費の一部を助成します。

■対象者

夫または妻のいずれかが、和歌山県内に1年以上住民登録をしていること及び申請日に本町に住民登録をしていること

■助成額

年度(4月1日～3月31日)あたり、上限3万円。
助成期間は、連続する2年間。

■助成対象

次の治療、検査を「一般不妊治療」とし、助成の対象とします。

- 治療開始前に不妊の原因を調べるための検査
- 医療保険各法の対象となる不妊治療（令和4年4月から体外受精などの基本治療が保険適用されています）のうち、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療
(例：タイミング療法、薬物療法、手術治療、人工授精など)
- 不育治療及び検査
(医療保険適用の有無にかかわらず)
(例：薬物療法、手術治療、抗体検査など)

集団健診のご案内

☎ 健康推進課 (7・8番窓口) ☎65-3008

健診日	7月20日(水) ※乳がん・子宮がん検診はありません	
場所	総合センター	
定員	120名	
健診項目	特定健診 (20歳以上の国保・後期加入者、40歳以上の社保の被扶養者) 胃がん・大腸がん・肺がん検診 (40歳以上の方、ただし20歳以上の国保加入者も対象) 前立腺がん検診 (50歳以上の男性)	
受付時間	① 8時00分～8時30分 ③ 9時00分～9時30分	② 8時30分～9時00分 ④ 9時30分～10時00分
料金	無料 ただし、湯浅町国保・後期以外の保険加入者の特定健診料については、各保険者にお問い合わせください。	
申込方法	電話・郵送・窓口にて申込みできます。(要事前申込み) 健康推進課 ☎65-3008 健診日の1週間程前に、役場から問診票等を送付させていただきます。 ※社会保険の被扶養者の方は特定健診とがん検診で、お申込み先が異なります。 下記へそれぞれお申込みください。 特定健診申込み→健診センター (☎073-435-5206) がん検診申込み→健康推進課 (☎65-3008)	
締切	健診日の2週間前まで ※定員に達した時点で受付終了となりますので、お早めにお申込みください。	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団健診が中止となる場合があります。

令和4年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

☎ 福祉課福祉係 (11番窓口) ☎64-1120

令和3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急整世帯含む)をすでに受給した世帯は対象外となります

■住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和4年度の住民税均等割が新たに非課税となった世帯を支援する給付金です。

■1世帯あたり10万円

■対象となる世帯には、7月中旬頃から順次確認書を発送します。内容を確認して同封の返信用封筒で返送してください。

令和4年度低所得の子育て世帯 生活支援特別給付金のご案内

☎ 健康推進課保健子ども係 (9番窓口) ☎65・3008



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症が長期化するなか、子育て負担の増加や収入減少に対する支援を行うための給付金です。

支給額

児童一人当たり一律5万円
※なお、児童扶養手当を受給している方は、既に県から給付金を支給済みです。

支給対象者

①と②の両方に当てはまる方
①令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児の場合20歳未満)の児童を養育する父母等(令和5年2月までに生まれた子どもが対象になりません。)

②令和4年度の住民税均等割が非課税の方
または、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入になった方

支給手続について

●申請が不要な方

○令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者で住民税均等割が非課税の方と、令和5年2月までに生まれた子を養育する父母等で住民税均等割が非課税の方

●申請が必要な方

○平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童のみを養育する父母等で住民税均等割が非課税の方

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方
詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

第58回 夏の子供を守る運動 明るく正しくたくましく 7月1日(金)～8月31日(木)まで



この運動は、県下一円で、子どもたちの健やかな成長を願い、家庭・地域・学校が相互に協力しながら地域が一体となって見守っていく運動です。
この期間は、夏休みなどで子どもたちが自由に活動できる時間が増えることにより、非行や犯罪に巻き込まれやすくなるため、家庭においても十分話し合っていたくとも、関係団体や地域の皆様と見守っていただくなどのご協力をお願いします。

- 水の事故に気をつけよう!
- 自撮り画像を撮らない!送らない!
- STOP THE いじめ!
- 考えよう!家族みんなでスマホのルール
- 万引きは犯罪です!
- 見逃さない!子どものサイン

湯浅町青少年育成町民会議・湯浅町少年センター・湯浅町教育委員会 ☎63-1111